平成２１年（フ）第３３２７号
愛知県尾張旭市上の山町間口3013番地１
債務者　山岡冨美子
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３３８号
愛知県海部郡大治町大字花常字伊勢田20番地サンライズ清香Ⅱ502号
債務者　徳永　一代
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３６４号
愛知県北名古屋市九之坪菰口31番地　コーポすなみ101号
債務者　塚田工業こと　塚田　文夫
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４４６号
愛知県北名古屋市西之保南若48番地
債務者　小林　由香
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５４４号
愛知県知多郡美浜町大字浦戸字大沢49番地458
債務者　三上　　豊
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５８２号
名古屋市緑区亀が洞２丁目514番地の２
債務者　川嶋　淑恵
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６４４号
名古屋市昭和区駒方町５丁目11番地　聖荘Ｂ棟205号
債務者　小林　勇也
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８４号
京都府綾部市月見町上正屋15　月見アパートＡハイム102
債務者　四方　　真
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第５２３号
香川県高松市春日町1477番地３　小石荘29号
債務者　桃山　克也
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５８１号
香川県高松市西宝町１丁目14番20号サニーコート高松602号
債務者　小泉　節子
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第７１号
北海道新冠郡新冠町字東町25番地の10
債務者　山田かおり
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第７７９号
茨城県東茨城郡茨城町大字下石崎2476番地、旧住所東京都杉並区阿佐谷南３丁目33番20号ＶＩＰ阿佐ヶ谷10―102
債務者　長洲　海里
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５７２号
埼玉県熊谷市中央３丁目210番地
債務者　小川　安子
１　決定年月日時　平成22年１月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第７０９号
新潟県新潟市西区小針３丁目34番７号
債務者　亀倉　啓子
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７２９号
新潟県新潟市秋葉区吉岡町４番６号　メゾンヨシオカ101号、前住所新潟県新潟市秋葉区中沢町11番13号　シャルマン中沢Ⅱ202号
債務者　佐藤　　朗
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２６２号
名古屋市中村区塩池町１丁目12番６号
債務者　宮澤　成子
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６７３号
名古屋市中川区露橋町25番地
債務者　大西　信子
１　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部